

議第22号

三島市立学校設置条例の一部を改正する条例案

三島市立学校設置条例（昭和39年三島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3 三島市立西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士